

5文庁 第3445号
令和5年10月23日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長 殿

文化庁次長
森田 正信

指定相当の埋蔵文化財の取扱い等について（通知）

この度、文化庁では、「これからの埋蔵文化財保護の在り方について（第一次報告書）」（令和4年7月22日 文化審議会文化財分科会）の指摘に基づき、文化財保護法第109条により、史跡に指定する価値を有する埋蔵文化財（以下「指定相当の埋蔵文化財」という。）を添付のとおり決定しましたので通知します。

埋蔵文化財は土地に埋蔵されており、その存在や価値等を明確に把握・認識することが困難な場合が少なくありません。そのため、開発等に先立って行われる記録作成のための発掘調査において、初めてその価値が明らかになり、結果として、指定相当の埋蔵文化財であっても現状保存ができないこともあります。また、このような埋蔵文化財の発掘調査は、長期間を要し、かつ調査費用が膨大になる場合もある等、開発事業にも大きな影響を及ぼす事例も認められます。

よって、指定相当の埋蔵文化財の早期把握は、その保存という観点だけではなく、開発と埋蔵文化財保護との両立という点においても重要と考えます。

各都道府県におかれては、上記の趣旨に鑑み、今後とも指定相当の埋蔵文化財の把握に努め、その結果を国と共有するとともに、管内市区町村にもこの旨を周知くださるようお願いします。

なお、指定相当の埋蔵文化財の取扱い等は、下記のとおりです。

記

1. 指定相当の埋蔵文化財は、重要な埋蔵文化財包蔵地の把握を促進し、その適切な保護を図ることを目的として設定するものであること
2. 制度上は周知の埋蔵文化財包蔵地であり、新たに規制を加えるものではないこと
3. 国と地方公共団体は、当該埋蔵文化財の保護のために必要な情報を共有し、協働してその保護を図ること
4. 埋蔵文化財の保護に係る事務は基本的に自治事務であるが、国が必要と認めるときは、その保護のために必要な指導・助言を行うこと

以上

<参考>

○これからの埋蔵文化財保護の在り方について（第一次報告書）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunkazai/3rd_chosakai/93742701.html

【担当】

文化庁文化財第二課

埋蔵文化財部門 長 直信

e-mail : c-naonobu@mext.go.jp